
平成29年 第4回(定例)南部町議会会議録(第2日)

平成29年9月8日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成29年9月8日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第60号 南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第61号 南部町災害遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第5 議案第62号 平成29年度南部町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第63号 平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第64号 平成29年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第65号 平成29年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案に対する質疑
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第60号 南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第61号 南部町災害遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第5 議案第62号 平成29年度南部町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第63号 平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第64号 平成29年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第65号 平成29年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案に対する質疑

出席議員（14名）

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
3番 滝山 克己君	4番 長束 博信君
5番 白川 立真君	6番 三鴨 義文君
7番 仲田 司朗君	8番 板井 隆君
9番 景山 浩君	10番 細田 元教君
11番 井田 章雄君	12番 亀尾 共三君
13番 真壁 容子君	14番 秦 伊知郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	岩田 典弘君	書記	室 貴之君
		書記	小林 公葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山 清孝君	副町長	松田 繁君
教育長	永江 多輝夫君	総務課長	唯 清視君
総務課課長補佐	藤原 宰君	企画監	中田 達彦君
企画政策課長	大塚 壮君	防災監	種 茂美君
税務課長	伊藤 真君	町民生活課長	山根 修子君
子育て支援課長	仲田 磨理子君	教育次長	板持 照明君
総務・学校教育課長	見世 直樹君	病院事務部長	中前 三紀夫君
健康福祉課長	糸田 由起君	福祉事務所長	岡田 光政君
建設課長	田子 勝利君	産業課長	芝田 卓巳君
監査委員	仲田 和男君		

午前9時00分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、延会としていました会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

10番、細田元教君、11番、井田章雄君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第60号 から 日程第8 議案第65号

○議長（秦 伊知郎君） 7日の会議に引き続き、町長より提案理由の説明を求めます。

日程第3、議案第60号、南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてから、日程第8、議案第65号、平成29年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）までを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第60号から日程第8、議案第65号までを一括して説明を受けます。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、議案第60号、議案書の14ページをごらんいただきたいと思っております。南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

次のとおり南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定することについて、地方自治

法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、同法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供について、必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。

番号法の規定により、地方公共団体の個人番号の利用や団体内の同一の機関での情報連携、団体内の町長部局から教育委員会など、他の機関への情報提供には条例の制定が必要となるため、既存の事務を従来と同様に実施できるよう、必要な事項について規定するものでございます。

この条例の施行は、公布の日からとしております。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

続きまして、18ページでございます。議案第61号、南部町災害遺児手当支給条例の一部改正について。

次のとおり南部町災害遺児手当支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは現在、災害遺児手当の支給対象は母子家庭のみを対象としておりますが、父子家庭も支給対象とするよう拡充するとともに、文言の修正など所要の改正を行うものでございます。

この条例の施行は、公布の日からとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。

|||||

議案第62号

平成29年度南部町一般会計補正予算（第2号）

平成29年度南部町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165,655千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,098,369千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年9月 7日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

で、これに対するサポートをしようとするものでございます。

それから、同じく2目障がい者福祉費、これは2億9,004万3,000円を271万9,000円追加しまして、2億9,276万2,000円とするものでございます。これは主なもの補装具交付事業としまして、身体機能を代替の車椅子とか、座位保持装置とかの補正をするものでございます。

同じく4目高齢者福祉費、これが2億3,606万4,000円を169万8,000円追加いたしまして、2億3,776万2,000円とするものでございます。これは介護保険対策事業としまして、生活支援コーディネーター、アドバイザーの報酬等でございます。

同じく7目少子化対策費ですが、これは1,667万5,000円を81万7,000円追加しまして、1,749万2,000円とするものでございます。これは子どもの広場整備検討事業といたしまして、身近に子供の遊び場がないという子育て世代のニーズに対応するものでございます。

それから次、14ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費でございます。目としましては、5目の保育園費になります。これはひまわり保育園の砂場に水たまりがありまして、これは衛生上よくないということで、これを解消するようにするものでございますし、公設民営保育園につきましては、砂場の砂どめとか、さくら保育園の給水管の水漏れなどを修繕しようとするものでございます。

同じく3款民生費、4項人権対策費ですが、目は隣保館費となります。これは西伯文化会館におきまして浄化槽排水のポンプが故障いたしまして、トイレの排水等ができなくなったことでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目健康増進費でございます。これ4,624万5,000円を18万円追加いたしまして、4,642万5,000円とするものでございます。これはがん征圧事業の一環として、胃がんの読影委員会の回数を増加しようとするものでございます。

4款衛生費、3項清掃費、2目下水処理費、これは3,116万1,000円を232万3,000円追加いたしまして、3,348万4,000円とするものでございます。これは浄化槽整備事業特別会計繰出金を想定しております。

はぐっていただきまして、16ページ、5款農林水産業費、1項農業費、4目農業施設費3,586万6,000円を66万円追加いたしまして、3,652万6,000円とするものでございます。これは地域農産物加工体験施設えぷろんについてですが、給水管の水漏れがありましたので、これを解消しようとするものでございますし、オートキャンプ場につきましては送水管

の継ぎ手が壊れましたので、これを修繕しようとするものでございます。

それから、同じく5目の農業振興費、これは1億7,509万5,000円を1,173万2,000円追加いたしましたして、1億8,682万7,000円とするものでございます。主なものとしましては、一番下の6次産業化支援事業として町内の産物を用いたジェラート店に関するものでございます。

はぐっていただきまして、17ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、7目緑水園管理費でございますが、これは2,411万1,000円を24万8,000円追加いたしましたして、2,435万9,000円とするものでございます。これは緑水園の給水管の漏水がありましたので、これを解消しようとするものでございます。

それから、9目農地費、これは2,186万9,000円を1,278万円追加いたしましたして、3,464万9,000円とするものでございます。これは主なものとしましては、農業基盤整備事業として柏尾の河原田堰の修繕に関するものでございます。

18ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。これは3億4万7,000円を1億265万7,000円追加いたしましたして、4億270万4,000円とするものでございます。主なものとしましては、小・中学校空調システム整備事業に関するものでございまして、この工事の増額をお願いするものでございます。

それから、19ページをお開きください。9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費でございます。これは1,479万2,000円を32万2,000円追加いたしましたして、1,511万4,000円とするものでございます。教育振興助成事業としまして、法中、南中のソフトボール部が中国中学校選手権大会に出場するためのものでございます。

それから、その下の9款教育費、4項社会教育費、4目同和教育振興費でございます。これは658万3,000円を39万6,000円追加いたしましたして、697万9,000円とするものでございます。これは社会同和教育推進事業としまして、経済的理由により進学困難な高校生、大学生への奨学金の支給対象を広げるものでございます。

はぐっていただきまして、20ページ、下のほうの10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧費でございます。これは2,000円を169万8,000円追加いたしましたして、170万円とするものでございます。これは29年8月の台風5号により被災した農地の復旧を行うものでございます。

7ページ、歳入にお移りください。12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金でございます。これは50万2,000円を25万5,000円追加いたしましたして、75

万7,000円とするものでございます。これは予算書にありました17ページのため池の分担金の部分でございます。

同じく分担金の2項負担金、4目農林水産業費負担金でございます。これは421万1,000円を32万4,000円追加いたしまして、453万5,000円とするものでございます。これは野の花のレジが壊れまして、これを解消しようとするものでございます。

それから、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。これは3,435万7,000円を2,452万7,000円追加いたしまして、5,888万4,000円とするものでございます。これは社会保障・税番号制度システム整備費補助金に対する国のものでございます。

はぐっていただきまして、8ページ、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金でございます。これは1億5,735万9,000円を68万円追加いたしまして、1億5,803万9,000円とするものでございます。これはこの予算書13ページの補装具等の県の4分の1部分でございます。

それから、同じく2項県補助金、4目農林水産業費県補助金でございます。これは2億4,515万2,000円を1,374万2,000円追加いたしまして、2億5,889万4,000円とするものでございます。これは先ほど申しました16ページ、17ページの中山間、あるいは柏尾の堰等の補助金に関するものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、5目公共施設整備基金繰入金でございます。これは1億3,044万円を2,000万円追加いたしまして、1億5,044万円とするものでございます。これは小・中学校エアコン整備に関するものでございます。

それから、9ページにお移りください。20款諸収入、5項雑入、4目農業者年金事務委託金でございます。これは26万3,000円を11万3,000円追加しまして、37万6,000円とするものでございます。これは農業者年金基金の10分の10分に関するものでございます。

それから、同じく5目雑入7,375万4,000円を1,233万8,000円追加いたしまして、8,609万2,000円とするものでございます。これは10ページで御説明しましたCATV等に関するものでございます。

21款町債、1項町債、4目教育債でございます。これは9,500万円を6,880万円追加いたしまして、1億6,380万円とするものでございます。これは先ほど申しました小・中学校空調システムに関するものでございます。

24ページにお移りください。こちらのほうに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を示してあります。真ん中辺の前年度末現在高見込み額、一番下合計ですが、これが67億746万2,000円ですが、一番右の当該年度末現在高見込み額におきましては、65億1,754万1,000円となる見込みとしております。

22ページに給与費明細をつけておりますので、またごらんいただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次、議案第63号、よろしくお願いいたします。

建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長です。議案第63号、平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。予算書の1ページ目をお願いいたします。

|||||

議案第63号

平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度南部町の浄化槽整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年9月 7日

南部町長 陶山清孝

平成29年9月 日

決 南部町議会議長 秦 伊知郎

|||||

それでは、6ページ目をお願いいたします。歳出です。1款総務費、2項施設費、1目浄化槽建設費です。補正前の額が624万2,000円を630万円増額し、1,254万2,000円とするものでございます。

戻っていただきまして、5ページ目をお願いします。歳入です。1款分担金及び負担金、1項分担金です。1目浄化槽分担金155万9,000円を150万円増額し、305万9,000円とするものです。

続きまして、4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金です。3,116万1,000円を232万3,000円増額し、3,348万4,000円とするものです。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金を1,000円を7万7,000円増額し、7万8,000円とするものです。

7款町債、1項町債、1目衛生債です。230万円を240万円増額し、470万円とするものです。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、64号もお願いいたします。

○建設課長（田子 勝利君） 続きまして、議案第64号、平成29年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

予算書の1ページ目をお願いいたします。議案第64号、平成29年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、平成29年度南部町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、平成29年度南部町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第1款水道事業収益1億9,219万3,000円を21万7,000円補正しまして、1億9,241万円。第2項営業外収益3,467万8,000円を21万7,000円補正しまして、3,489万5,000円です。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入1億3,773万6,000円を136万2,000円補正しまして、1億3,909万8,000円です。第2項出資金1億2,991万円を136万2,000円増額しまして、1億3,127万2,000円です。

他会計からの補助金。第4条、予算第9条中「1億3,305万6,000円」を「1億3,463万5,000円」に改める。

それでは、予算書の12ページをお願いします。歳出の補正はございません。

歳入です。12ページの明細書ですが、収益的収入及び支出。収入です。1款水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金を21万7,000円補正し、236万3,000円とするものです。これは統合前簡水起債の利息の償還に対する繰り入れです。

続きまして、13ページ、資本的収入及び支出で、収入です。第1款資本的収入、2項出資金、2目他会計補助金を136万2,000円増額し、1,604万4,000円とするものです。これは統合前簡水起債の元金償還に対する繰り入れでございます。

以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 議案第65号、お願いいたします。

病院事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 病院事務部長でございます。議案第65号、平成29年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

予算書の1ページをごらんください。議案第65号、平成29年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、平成29年度南部町の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億999万4,000円は過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）

収入でございます。第1款資本的収入、既決予算額1億758万1,000円に1,080万円を増額し、1億1,838万1,000円とするものでございます。これは第2項企業債に1,080万円を増額するものです。

支出でございます。第1款資本的支出、既決予算額3億1,537万1,000円に1,300万4,000円を増額をし、3億2,837万5,000円とするものでございます。これは第1項建設改良費に1,300万4,000円を増額するものでございます。

次に、2ページをごらんください。企業債の補正でございます。第3条、予算第5条に定めた起債の目的、限度額を次のとおり改める。

企業債の限度額を医療機器等整備事業4,050万円、施設整備事業4,380万円に改め、8,430万円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては、変更はございません。

それでは、4ページをごらんください。平成29年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）

実施計画でございます。

資本的収入でございますが、第1款資本的収入、第2項企業債、第1目企業債に1,080万円を増額補正するものでございます。

資本的支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目固定資産購入費に購入機器の組み替えによりまして3,082万円を減額し、4,283万7,000円と、第3目施設整備費に設備更新のため4,382万4,000円を増額補正するものでございます。これは医療機器、設備機器等が経年による故障、修理不能となりましたことに伴いまして、購入機器の組み替え及び更新する費用でございます。

詳細につきましては、8ページ、平成29年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）見積書をごらんをいただければというふうに思います。

そうしますと、5ページにお戻りをいただきまして、平成29年度南部町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。平成30年3月31日の資金期末残高につきましては、9,742万3,000円となっております。

6ページから7ページは、平成29年度の南部町病院事業会計予定貸借対照表でございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 提案説明が終わりました。

日程第9 議案に対する質疑

○議長（秦 伊知郎君） これより、日程第9、議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、議事の進行上、7日に提案説明のあった議案を含めた提案順に行います。

質疑は、会議規則第54条第1項に規定されているとおり、簡明に、かつ、疑問点のみについて行ってください。また、個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願いいたします。

まず、議案第47号、平成28年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 28年度の一般会計の決算ですよね、そこから始まるのでいいんですね。47号からでいいんですね。

○議長（秦 伊知郎君） そうです、47号からです。

○議員（13番 真壁 容子君） 質問いたします。まず、第1点目、今回の28年度の決算につい

ては黒字になってたということを読んだんですけれども、1つ問題で、町長の見解聞いておきたいのは、地方交付税が約9,500万円ですね、減になったという点をどう見てるかということです。普通交付税が減額の6,939万1,000円、特別交付税が2,474万4,000円。

それで先日、私たち議会の議員が参加して住民の声をきく会の中でも、地方交付税に対して意見が出てきました。どういう意見が出たかということ、28年度の決算では9,500万の減だと、これは人口減によるものだと。人口をふやしていかなければ地方交付税はどんどん減ってくるのだという、提案で何とかしなければいけないということを言われてきて、住民としても町の財源が減ることについての心配というのがあると思うんです。

そこでお聞きするんですけども、今回の地方交付税の約9,500万の減ですね、この原因は何かということですよ。とりわけ地方交付税についての減額の原因は何なのか。それから、特別交付税についての減額は何なのかという点と、全員協議会等でも今後の地方交付税の一本算定に当たっての減額が予想されることについては、担当課から聞いてきたところです。合併して何年かは一本算定、それも関係団体が国に働きかけて地方交付税の維持をしていくことについては若干伸びた傾向があるし、臨時財政対策債で充てろということもあると思うんですけども、今後、地方自治体にとって大事な地方交付税がどのようになろうとしているのか。町長とすれば、一体どこが問題で、例えば国に対してどういうことを言っていこうと思っているのかという点を一つ、地方交付税のことについてお聞きしたいというのが1つです。

それと、もう一点は、住民の暮らしがこの決算の中でどのように反映してきているかという点で、町長どう見るかという点です。わかりやすいと思いましたが、決算審査の資料ですね、数値編というところのこれを見ながらこの点について質問させてほしいんですよ。一般会計並びに特別会計……今、一般会計ですね、一般会計いきましょうか。未収金のところがあります。本来、住民は税を初め、公共料金、国、県、町が決められた公共料金については自分の稼ぎの中で払っていくというは大前提だし、そういうふうにして暮らしを支えてきているわけですけども、町から見れば公共料金の収入未済の金額と件数が出ています。ここから議員もそうですし、執行部もそうでしょうが、これをどう見るかという点ですよ。よく委員会でも論議になったりするのは、いわゆる納税意識の問題がとかく問題になってくるし、そういう指摘も監査のほうからもあるんですけども、この数字から何を酌み取るかということは、議員にとっても執行部にとっても大事な点ではないかと思うんです。例えば国民健康保険税は特に町の中で、国民健康保険税というのはいわゆる低所得者が多いということで全国的にも見られていて、ここで注目すべきは住民の暮らしがどうなのかという点です。収納率、現年度徴収率は94.3%、これ決して高い

金額ではない。収入済み額2億1,000万に対して単年度で1,283万の収入未済が出てきているわけです。これをどう見るかという点ですよね。それと同時に、例えば一般会計でいえば、公営住宅の使用料、それから学校給食費、保育料ももちろんそうなんです、税金も全てそうなんですけども、例えば公営住宅の使用料も南部町は比較的町営住宅が多く、そういう意味では住宅に困っている人に提供しているという点では評価すべき点だと思うんですが、現年度徴収率94.8%で、やはり所得が少ない方が入っていることもあって生活も大変だと思うんですけども、こういう数字等を見ながら町長は、住民の暮らしが今どのようなふうにお感じになっているのかということですね。それをお聞きしておきたいと思います。

3つ目は、今回この決算審査をするに当たって、この前に議会では法人の経営状況の報告として関係する4法人の報告があるわけです。それで、以前から議会でも意見を出していましたが、例えば町が出資する法人等についても議会で審査の対象にしていくべきではないかという点を言っておりましたところ、全員協議会で南部だんだんエナジー株式会社、それから……正確には……いわゆるNPO法人ですね、なんぶ里山機構、そういうところの決算報告書が出されて全員協議会でお聞きしてきたところです。これも町長にお聞きしておくんですが、例えばだんだんエナジーは出資金400万ですが、NPO法人については委託料、それから補助金含めて5,000万円を超えてきます。そういうところの仕事は、中を見ていましたら、本来、町がしていくべきふるさと納税についての返礼品のこととか、町が今から取り組んでいこうとする人口減対策での空き家対策等についても、そこにお任せしていることになっているわけです。そこで決算等だけ見たら、出されたものだけ見たら、例えばふるさと納税でどれぐらいの金額の返礼品を出しているのかというようなことがつかめないわけです。これはやはり町としても議会としても、本来は町にしてくるものであるからつかんでおく必要があるのではないかという点から見れば、そういうようなことがわかるような資料を町並びに議会に提出する必要があるのではないかと私は思っているわけなんです。その点について、例えば町が出資した法人について、少なくとも町の仕事で委託されている分については、数字等がわかるような資料を町と議会に提出すべきではないかという点について、町長はどのようにお考えでしょうか。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。まず、交付税についてお答えしたいと思います。まず、普通交付税の減の原因なんです、これは議員御指摘のとおり、人口によるものもかなり大きいウエートを占めております。それから、係数なんです、これは毎年変わって、この面についてもやっぱり影響はしております。

それから、特別交付税なんですけど、これは町からはかなり出しておりますが、ただ、これは国のほうが決定いたしますので、必ずしも全額いただけるわけではないことを述べさせていただきたいと思います。

それから、ふるさと納税の内訳なんですけど、これにつきましては議会に提出ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今、交付税のことについて総務課長のほうが言いましたけれども、合併したときから一本算定というものが来るぞということで、皆さんとここで多くの議論を重ねてきました。それが激変緩和はありながらも、少しずつではありますけれども、そういう傾向にあるということがこの数字に出ているんだと思ひています。ただし、これが全てではありませんし、人口減少が全てその要素がここに反映しているわけではありませんが、人口減は確実に全国の中で進んでくるわけですし、これを人口をふやすことによって交付税をしっかり取ってやろうという、このロジックということは少し難しいだろうなとこのように思ひています。いかに地域の中の活力を維持するということ、そのための財源として交付税をいかに有効に使っていくことということをこれからも考えていかななくちゃいけないだろうと思ひています。前から言ひますように、各自治体の独自財源を求めるといふ姿勢はこれまでどおり変わっておりません。こういうことも強く国には申し上げていきたいと思ひています。

それから、収入未済額の問題でございます。真壁議員おっしゃるとおりでございます。94.3という数字は決して優秀な数字ではありませんけれども、職員が一生懸命集めながらもやはり集め切れないということには、一定の住民の皆さんの生活の状況があるんだろうなと思ひます。とはいひましても、税のやはり公平性ということになりますと、これはやはり一定の住民の皆さんの御理解いただきながら、一定の経費は集めるということが大事だろうと思ひています。もう少し集められない原因だとかということについても、私ももう一遍現場の意見、それから住民の皆様がどうなのかということも、もう一度聞き取ってみたいなと思ひています。

法人につきましては、ふるさと納税等は、これは行政が直接することを委託したものでございますので、議会にはできるだけ資料も提供しながら判断いただきたいなと、このように思ひています。総務課長が言ひたとおりでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点目の地方交付税をどう見るか。町長は言ひられたのは、確かに人口減は確実にけれども、人口増だけでこのことを解決しようと思ひるのはなかなか難しいと、全

国的にそうですよね。私もそういうふうに思っていますが、であるならば、人口減が着実に地方交付税に反映してくるやり方では、全国ではこれから人口減になってきますから、必ず地方交付税がどこでも減ってくるわけですよね。この仕組みを少し改めて、人口が減ってきたところでも地方交付税が維持できるような、人口が減るということは独自財源も減ってきますからね。そういう意味でいえば、地方自治を成り立たせるためには地方交付税の抜本的評価が必要だと。今回も陳情とか出ているんですけども、そういう点について町長、どのようにお考えかという点ですね。

そのことと、もう一つは、よく比較されるのが地方交付税の枠を削って、いわゆるインセンティブ制度を入れてお手挙げして、国の制度に基づいたものについての補助金をふやしていく、交付金をふやしていく。その一つが、いわゆるここで取り組んでいる総合戦略の中のC C R C計画などについては、手厚く国からお金が出るという仕組みがあるんですけども、このことについても全国の地方自治体からは、やはりそういうこともインセンティブ制度ではなくて、地方交付税として枠を確保して交付されるべきだという点についての考え方について、どう思うかという点を地方交付税の点でお聞きしておきます。

2つ目には、収入未済から見えてくる町民の暮らしはどうか。町長も住民の暮らしに何らかの形で当たってみたいということは、私も歓迎するところです。が、しかし、税の公平性があるって、やはり負担してもらわないといけないというのですが、これは町長だけではなく執行部の方々も座っていらっしゃいますので、住民の声を代弁して言いたいと思うのですが、税の公平性というのは税金の金額ではなく、いわゆる応能負担であるべきだという点ですよね。税の公平性というのであれば、同じ1万円を取るにも所得が5,000万円以上からの人と取るのと、所得が200万しかない人では雲泥の差があるわけですよね。そういう意味でいえば、地方自治体に働く職員並びに議員として持つておかななくてはならない矜持というのは、税の公平性というのはその住民の所得から見た応能負担だという観点に立っているのかという点を確認しておきたいと思います。これは全てにとって言えることです。そういう点について、しっかりとそういうふうにして、そのことが住民の暮らしを守る第一歩だというような地方自治をつくっていくことができるのか。ここに住民の不満があるということを、私はこの間の住民説明会でも感じてきたところです。その点についてどうかという点です。

法人の問題については、先ほどつかんでおく必要があるとおっしゃいました。あるならば、法人に指導していただきまして、例えばふるさと納税については、件数並びに返礼金が入ってくる委託料の中のどれだけの割を占めて返しているのかということをはっきりと町に返してくること。

2つ目には、ほとんど補助金と交付金と委託料が出てきている法人については人件費、この人件費については平成28年度、この間の全協でも言わせていただいたんですけども、事務局長の報酬をめぐって、町に、議会に説明されている金額ではない金額で募集して、金額が残った分で人を1人雇うというような計画もありました。これはルール化していただきたいと思いますが、私は、本来できないと思うのですが、こういう団体についての採用はどうするのか、人数も含めてですね、条件等について。これは町がしっかりと持っているのではないかという点です。

それと、もう一つ、住民の説明会で出たのは、町が採用するときには、いわゆる特別職等の採用枠があるのかというような意見も出たんですね。これは何かというと、公務現場に対する採用はどうなっているかということが問われているというふう感じたわけです。そこでお伺いするのですが、もちろん地方公務員等については試験が厳格にあるし、たとえどんな職業であっても口が挟むことができないというのが大前提です。町が出資している法人等についての採用について、町はどのような責任を持ってどう果たしているのか。例えば28年度でなったNPO法人については、採用に当たってどのような町は対応したのかという点をちょっと聞かせていただきたいと思います。これは住民が注目しているところだと思います。

次、4つ目です。これは今回再質問するんですけども、28年度には総合戦略に基づいてCRC計画、生涯活躍のまち計画があります。これも住民の声から、説明会で出されたんですけども、総合戦略の中にあるいわゆる地域の共生社会、地域医療をめぐっていくという問題で、統合医療という言葉に対しての疑問点が出されてきたわけです。特にエネルギー療法、これはカルトになるのではないかという指摘もあったんですけども、これは28年度の総合戦略の中にも出てきた言葉です、エネルギー療法、統合医療。町長は、例えば統合医療については日本医師会等でも反対の声があるのですけれども、例えば南部町には西伯病院があります。専門的な医師もいるのですけども、統合医療等の取り組みについて町がエネルギー療法とか位置づけて取り組んでいることについて、この統合医療についてどう考えているのかということをお伺いしたいです。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。総括的な答弁になろうと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

交付税の、まずインセンティブで地方をつってるんじゃないかということですけども、私は

一定のところ、うまくそれを乗り切っていかなければいけない時代だと思っています。それをあえてそれはいかんということではなくて、地方創生の中でどうやってうまくそれを取り込んでいくのかと、私は今、そういうぐあいに考えているところでございます。

それから、応能負担、応益負担の課題でございます。税の再配分という意味合いからすれば、しっかりお金をもらっている人が生活の収益の少ない方のところに再配分する税のシステムのことを言っておられるんだと思いますけれども、しかし一方で、利用された方々が一定のお金を支払うということも、近代社会の中では皆さんが御理解いただいていることだと思っています。いわゆる応益負担という部分だと思います。この辺のバランスについては、やはりこの議会の中でしっかり御議論いただいたり、あります税負担についての御審議の課題はやはりこの議場だろうと、このように思っています。

ふるさと納税につきましては、ふるさと納税というのは住民の皆さんも非常に関心も高いものだと思いますので、できるだけ見ていただきながら御理解いただきたいと思います。NPO法人は一定の法人格を持っておりますので、ほとんどの情報といいますのはインターネット上で公表しているというぐあいに私は認識しております。その中でよくわからないということがあれば、これはまた関係する公表できるものであれば、これはしっかり公表していかなくちゃいけないと思っています。

採用の問題がありましたけれども、一番最初の設立の時点では行政のほうが採用に当たりました。私も副町長だったので、採用試験に立ち会ったことを先ほどお聞きしながら思い出しました。しかし、それ以降は一定のNPO法人の独自の中で採用はしていただくというのは原理原則であろうと思っています。御相談があったときには、またいろいろな話をしながらしていきますけども、原理原則は、NPO法人の採用について行政がああするべきだこうするべきだと言うべきではないだろうなと思っています。

生涯活躍のまちの中で、統合医療についてどう思っているのかということでございますが、2年間統合医療に対して、片仮名で言うのは恐縮で、エビデンス、いわゆるこれは本当に効果があるのかどうかという証拠探しということで、行政がまず2年間やってみました。しかし、あくまでもこの統合医療といいますのは医療という名前はついてはいますがセルフケア、個人が個人の範疇でやる部分であって、非常に私はこれが効果があるという人はどんどんやられればいいでしょうし、それよりもやはり私は西洋医療が好きだわという方は西洋医療を望まれればいいと。個人の選択肢を広げる意味だというぐあいに思っていますし、こういう意味の中では医療以外であれば、医療という範疇ではなくてその前段ということであれば、ある程度医師の方たちもこれ

は納得できるでしょうけれども、医療という名前がつきますと医療界の中ではいろいろな反応があるだろうなと思っています。私は、あくまでもその前段の中であって、セルフケアの範疇の中であれば選ばれるのは個人の志向というんですか、そういう範疇でよろしいんじゃないかなと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの地方交付税、町長がおっしゃったインセンティブ制度でもうまく乗り切っていかななくてはならないと。なるほど、町長の立場にしたらそうだろうなと思いますが、これはこちらからの要望です。なるほど、町にどれだけかの国からの交付にせいでいいのであれば、町に合うものであればもらっていく中で活性化につなげていきたいというのは、わからないことはありませんが、地方交付税と今回のいわゆるインセンティブ制度についての見解を持っておいていただきたいなど、本来はどうあるべきなのか。いつまでもいつまでも1つの町がインセンティブ制度で勝ち残っていくということは、あり得ないということをぜひ肝に銘じておいていただきたい。となれば、地方交付税の充実強化を求めることが、私は今の段階で地方自治体の首長に求められている大きな仕事だということを言っておきたいと思うのが1つ。

それと、税の再配分については、先ほどの28年度の未収金等でも2億円でしたか、超えてくるわけですね、これまでの含めて。それを考えた場合おっしゃるように、もしかしたらですよ、全体にそうはいうけれども利用された方が金を払うのは当たり前だ。これは税の配分制度と地方自治のあり方ではないというふうに思うがどうかという点ですね。やはりここに行き着くんですよ。どの税金を論議しても担当者と話してもそこに行き着きますが、少なくとも近代政治の中で税制度があったときに、住民税非課税、所得税非課税という言葉があります。原則は、税を取るというのは所得がある方から取っていく、これが制度の基本だと思うんですよ。国保は所得のない方からも取っているわけなんですよ、介護保険もそうですけれどもね。そういうところから問題がたくさん来ているものですから、私は、少なくともそういう認識を持って税の徴収ないしは公共料金の徴収に当たっていただきたい。となれば、おのずと自治体のしてくる仕事は所得のない方から税金は取れないとなると、その制度の中でどういう制度をつくっていくべきかということに行き着いてくるのではないかと。でなければ、滞納がふえてくるし、今後、滞納がふえ続けてくる自治体になっていくのではないかと。というところをぜひお考えいただきたいという点について、どうなのかという点。

それから、法人についての採用の問題ですけれども、町長は最初に当たったけども最後はしてないとおっしゃいました。少なくとも町からお金が出ているところについては、採用条件並び

は雇用状況について把握していく責任が町にあると、私は思っているわけなんです。28年度の決算で言っているんですけども、NPO法人ができた段階、当初はかかわったんだけどその後かかわっていないという点。これは全部同じだと思うんです。例えば地域振興協議会の職員の問題、それからSANチャンネル、一緒だと思うんですけども、ここについても町ないしは町の職員が、町の責任として何らかの形で採用するときにかかわっていくということはしないのかという点ですね、する必要ないと考えているのか。委嘱するわけですよ、例えば振興協議会等は委嘱していくわけですよ。その点について、何らかの形でルール化は必要ではないかという点について、どのようにお答えになるのかという点です。

それと、やはり町がやっていく中で、総合戦略100人検討委員会ですか、やってきた中で、住民の声酌み尽くして総合戦略でまちづくりをやっていくというのは、一定の住民の声拾い上げれると思うんですけども、その中で取り組んできた統合医療が2年間の証拠づくりだというのは、ちょっと私、初めて聞いたんですけども、町がそれをする必要あったのか。統合医療学会というのがありますよね、学会から依頼されたわけですか。そうではなくて、何らかの形でしようとするのであれば、もし取り組むというのであれば、これ町全体としても認識が必要なのは、統合医療について、厚生労働省等は検討委員会もしていますけども、日本医師会の考え方、それから国会の論議なんか聞いていますと、厚生労働省は医療費抑制のための統合医療を導入してきているという点ですよ。そういう点から見たら、町長がおっしゃるようなセルフケアでやりたい人がやったらいい、これは当然ですけども、これを町民全体の医療や福祉に責任を持つ町がこの統合医療に取り組んでいく、エビデンスのない段階で証拠づくりだといって公費を投入することが、厚生労働省から100%補助金が来るのであればわからんことはないが、町のお金を使ってする必要あるのか。全くエビデンスをするという、どっかの業界の一線上の仕事を担うことになっているのではないかということが、私は住民の声から感じ取られたんですけども、その点についてどうかということと、2年間やって今後もこれを続けていくのかという点についてお伺いして、質問を終わります。

もう一つありました。緑水園の問題です。緑水園の問題も住民からいろいろ出ているんですけども、今回の報告書を見る限りではかなり厳しい経営になっています。利用者も減ってきている。町長は、ここを2,000万ですよ、指定管理に出しているんですけども、これまでの株式会社になった運営の状況を見て、それからお客さんが減っていることを考えて、緑水園については今どのように考えて、今後、町としてはどのようにしていく責任があると考えているのか、その所見をお伺いしておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まず、1つの町が勝ち残っていくことはできないということは、長い目で見たらそのとおりでないとはいえます。交付税につきましては、遠い、少し幅広の目線で考えれば一番最初に申し上げたとおり、各自治体の独自財源にしない限りは、やはりこの呪縛からは逃れられないだろうと、このように思います。これまでの人口が何人から何人の幅であれば、どういうランクでどうするんだと、標準財政規模がどうなんだという、先ほどお示したこの指標の中で国がコントロールしてきておりますので、今、現実の中では、町長としては、やはりこの指標を何とかクリアしながら、一定の交付税をどうやって維持していくのかということが頭にあるわけですけど、長い目で見れば独自財源という声は、声高らかに言い続けなければいけないだろうと、こういうスタンスでおります。

税の問題につきましては、真壁議員が今おっしゃったような、豊かな者が支えていけばいいんだという御議論もありますけども、なかなかまだ現在の日本の中でこの考え方が前に進んでいません。国を挙げてどうあるべきなのか、これは御議論を待ちたいなというぐあいに思いますし、地方政治の中でもその御議論はこれからも繰り返されるべきであろうと思っています。

法人の採用につきましては、一定のルール化が必要だろうと思っておりますけれども、片方ではやはり一つ一つの法人には独自性がなければいけないと思っています。それに対しても、またチェックをどうするのかという問題は別にあって、その独自性というのはきちんとやはり確保されるべきで、どこまでも行政が後ろからつつくというのはいかなるものかなというぐあいにも思います。

統合医療の問題につきましては、出だしが厚労省からの補助金があったということ、さらには先ほど言いました証拠探し、エビデンスというものをするのに1年で終わりだよねでは、少しもったいないということもありまして2年間やったわけでございます。今後につきましては、町が積極的にじゃあそれを西伯病院の中で統合医療の部門をつくるだとか、こういうことはなかなかまだ今の時点では難しいと思っておりますので、今後は例えばどなたかが何かの格好で開業したいということであれば、その場所を御自身が考えながらやっていただく。またはどこかの施設でやられることは、これはやぶさかではないと思っておりますけれども、行政がこれまでどおりじゃあこのエビデンス、証拠探しをずっと続けるのかということ、一定の成果は今回の中であつたのではないかなと、このように思っています。また、その数字につきましては、また御報告もしたいなと思っています。

緑水園の問題もありました。緑水園については、一般質問でも過去にあつたと思っておりますけれども、少しあれもこれもの指定管理の幅が広過ぎるだろうと思っております。緑水園が本来、ど

ういうことをするべきなのかということをもう少し整理をして、緑水園の経営や、それから、緑水湖を訪れていただく人たちをどうやってふやしていくのかということに、もう少し行政のほうとしても方向性を出していきたいと思っています。しかし、今、一定の範疇を全て指定管理に出していますので、行政がその指定管理に出した中で、途中で解約だとかそういうこともなかなか難しいというところで、少し私も悩ましいなと思っているんですけども、今までのやり方を根本から少し変えていかなければ、次の緑水湖の周りの将来発展ということは考えられないだろうなと思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。1点だけお聞きします。私、この28年度の決算報告見まして、その中で不用額がかなりあるんです。当初予算に対してどれだけの部分かなと見ますと、2.5%が不用額と上がっているわけなんです。パーセントからいえば、大した金額ではないかなと思うんですけど、金額に相当しますと1億5,900万からになりますね、総額が。その中で、特に突出というか多いのが、民生費5,100万円ですね、それから教育費が2,600万とか、それから、南部町の主な基盤であります農林水産業が1,800万から不用額が出ているわけなんです。私は、当初予算組まれた段階では、やっぱりこれが必要だろうと思って組まれたとは、私、そう思います。想像でやられるというようなことはないと思いますが、しかし、結局、事業として町として取り組もうと思われたのがこれだけ出たわけなんです。これについてどういう評価というか、総括というか、されているんでしょうかということなんです。

特に私は、最終、出納閉鎖した段階でこうなったんだから、途中ではなかなか難しいと思うんですけども、途中の段階でも大体見通しというものができるんだないかと思っています。そういう中であれば中途でも予算の組み替えとか、そういうこと必要ではなかったかと思いますが、そういうことについてもどういうぐあいに総括されているのかということをお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。できるだけ早い時期に補正をかけて、見通しに誤りがあったり、この方向は少し違うぞということであれば、この議会に諮るとというのが原理原則でございますけれども、今言われましたような民生だとか、それから教育、農林というのは、どうしても決定事項が遅くなる傾向がある課でございます。一生懸命現場の中で職員も補正を考えているとは思いますが、最後3月も近くなってから国からの交付決定の額が少し違っていたとか、減額、増額があったとか、そういうことが結局、この不用額につながったことだろうな

と思っています。先ほども言いましたように、原理原則は補正で対応するという、できるだけ事業は先に先にやっていくということの考え方に変わりはありませんので、一定の御理解をいただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 再度なんですけど、要望も含めてなんですけども、私、前回か前々回か、やっぱりこの不用額ということについて、予算を立てられた段階で不用額が出たことについては、また十分検討すべきでないかということをお願いしました。そこで要望なんですけども、このような状況を十分検討されて、もう既に29年度の予算は走ってるわけなんですけども、30年度の予算、恐らくこれから組まれると思うんですけども十分考慮されて、やっぱり当初予算のとおりにはほとんどそれができたという、大変これは難しいことだと思うんですけど、ぜひ住民の要求に沿って予算立てを組んでいただくことを要望としておきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁、要りますか。

○議員（12番 亀尾 共三君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁……町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） できるということをお願いするんですけれども、担当の職員の立場で言いますと、これ非常に予算がつきにくいという県や国の方向があっても、補正で追加がついて最終的に合ったときに一遍落として、議会にまたお願いをしてもとに戻すなんていう形は職員としてはできないわけですし、できるだけぎりぎり当初の目標としたものを持っていきたいという気持ちは私もわかります。議員のおっしゃることもわかりますので、この辺のなくてはならないということだけは御理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 先ほど町長から、将来のこの町の運営見通しとして独自性が重要な鍵を握るだろうということをおっしゃいましたので、ちょっと1点だけ伺ってみたいと思いますが、健全化判断比率とかこういったものから少し質問させていただきたいと思います。

この健全化判断比率というのは、平成の20年ごろ夕張市が破綻して、それがきっかけでこの4指標を持つ判断比率がつくられたと聞いておりますが、この判断比率のベースになるものが先ほど町長も言われました標準財政規模。今回、28年度では43億4,578万円ですが、この標準財政規模の根拠となるものが標準税収入額、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額、これを合計したものであるのかなというふうに思っております。そうしますと、この標準財政規模の

ベースとなります3つの指標を少しずつ決算表から見ていきますと、まず税収ですが、10ページにありますように15歳から64歳までのいわゆる働き盛りというか、子供さんも入るんですけども、そういった人口がこの10年で1,400人減ってもおりますし、もう一つ、普通交付税も先ほどから少し出ております一本算定の話もこれから大きく影響してくるんだろう。そして、臨時財政対策債発行可能額は、これは9ページですが徐々に徐々に減っている。つまり、標準財政規模のベースになる3つが少し影を落としているなど。やはりそうしますとこの健全化比率にも今後は、ことしはいいです、ことしだけを切り取れば健全の枠に入っているんだけど、将来的に独自性というものがこの判断比率にも影響してくるのでしょうかというようなところで、ちょっと伺ってみたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。標準財政規模は、いろいろな要素があります。例えば学校を1つにまとめましょうといったときに、標準財政規模が落ちるんじゃないかなと思っています。いわゆる標準財政規模といいますのは、その町を運営するための国の求めた指標によるところの必要額、家庭でいえば、あなたの3人家族であればこのぐらいのお金があれば標準的な暮らしができますよねということをつくったものでございますので、その中に例えば部屋をコンパクトな部屋にすれば、これは標準財政規模は落ちるわけです。こういう性格があるわけで、ですから南部町がコンパクトにコンパクトにすればするほど標準財政規模は落ちる。そうすれば、今まで残っていた借金がぼんと消えるわけではありませぬので、分母は小さくなって分子が変わらなければ、結局、率が上がると。今回、総務課長が分母が小さくなったんだとこのように申したのは、そういうことだろうと思っています。

ですけれども、本来、先ほどもあったように、税を皆さんからいただいて町をコントロールする中で、果たしてその標準財政規模だとかそういうことばかりではなくて、地域の皆さんがどうやって活力を持って、地域の中で暮らしてよかったなという町をつくるのかということをも主眼に考えるべきだろうなと思っています。いわゆる安心して基金をたくさんため込んで、うちは豊かなんだといっても、地域の皆さんが何もしない町じゃないかでは、これはやはり本末転倒ではないかなと思っています。ですから、これをどんどん縮小して小さく小さく固めていくのか、それともここはもう少し工夫をしながら町をコントロールしていくのか、こういうところがこれからの課題だろうなと思っています。私は、どんどんどんどん縮小していくというデフレの構造みたいなの、そういうことは余り芳しくないんじゃないかなというぐあいに考えておるところです。

○議長（秦 伊知郎君） 白川立真君、よろしいですか。

○議員（５番 白川 立真君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） ８番、板井隆君。

○議員（８番 板井 隆君） ８番、板井隆です。先ほどの白川議員の質問に、若干触れるような格好になりますけれど、このたび執行部から出していただいた２８年度の資料の中の１５ページになるんですけれど、ここでは起債残高に対する基金残高と算入交付税の推移というのがあります。その中で、基金残高、要は貯金なんですけれど、これが２８年度末で４０億２，０００万あります。それに対して起債残高、借金なんですけれど、６７億１，０００万というものが提示されております。ただ、その６７億１，０００万のうちの５２億８，０００万弱ですけれど、これについては国の肩がわりをしている借金が国のほうから返ってくるという想定の中での計算を差し引きしますと、２６億の基金が南部町にはあるということになるというふうに思います。その下のほうのグラフを見ると、２３年度以降、先ほどの町の借金、それから町の貯金プラス国の肩がわりして入ってくるお金を含めると、ちょうど逆転をして基金がふえてきており、その後順調に基金も伸びているという現状になっております。

まず、お伺いしたいのは、この差し引きの２６億という基金なんですけど、現状として町長はこの基金、先ほど言われたように貯金ばかりあっても町民が幸せを感じないことには、幾ら貯金があってもそれは仕方ない、有効的な使い方をしなくちゃいけないというのは充分わかります。その辺について、この２６の基金について、町長としての考え方、今後の基金の使い方も含めて、どういうふうな見解を持っておられるのか、決算の中から今後の考えを聞いてみたいというふうに思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。算入交付税というものを、あえてここをお見せしながらやっていますけども、これは南部町という組織が解散をして、例えばよその町と一緒になったときに、南部町は非常に借金ばかりあって困るといふぐあいには言われたいという目安ぐらいに思っていて、ここは見る必要は私はないと思います。ただ、今解散したときに、でも何の心配も要りませんよといふぐあいに見ていただく数字であって、あえてここをじゃあ２０億なんですということ余り考えられる必要はないと思います。まずは、基金がちゃんと４０億あって、これをどういふぐあいに使うのかということだと思いますけれど、これをどう使うのかというのは、今私の中でこれに使いたいということはありません。ただ、人口が減っていく中で、新たなこの国の形、または地方自治というものが歩み出す、私はそういうことが必ず起きると思います。そこまでの間にどういふ状況があるのかわかりませんので、そこの変化の中でこのお金を有

効に使っていかねばいけないだろうなど、まず、これはこういうぐあいに思っています。そういう使い方が、まず一番だろうなど思っています。答弁になったかどうかわかりませんが、そういう思いです。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。その中で、監査報告、きのうしていただいたんですけれど、その中の審査の意見の1番の中には、老朽化が進んでいる公共施設、町の施設ということで2つの庁舎を初め、上がってきて、やはりこれを長寿命化をしなくちゃいけないための対策、それから、特に町民の財産、生命を守るための最近、本当に緊急な災害もいつ起こるか発生するかわからないという中で、この基金というものは多分、そういったときには大きな威力を発揮するというふうに思っています。この庁舎の改修についても、やはり町民の方の避難場所等々も含めれば、非常にその辺は充実をして整備もしておかなくちゃいけない重要な場所だというふうに思っております。そういった中で基金について、やはりそういった住民の皆さんが平等で使えるような使い方というのが必要であるというふうに思いますし、最近、ずっと出てました水道料金等々も含めて、その辺の基金の取り崩し方、もう一度、町長としてはどういうふうに考えておられるのか、再度聞いておきたいと思えます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。何に使うのかというのは、これからの御議論もいただかなくちゃいけないと思っておりますけれども、きのう防災訓練の行政報告をいたしました。例えば南部町の非常発電装置は1階にあって、堤防が決壊したときに電源を失います。電源を失ったときにこの南部町は機能しなくなります。南部町というか、この庁舎は機能しなくなる。そういう課題があります。したがって、これを一日も早く非常電源を屋上に持っていくのか、または2階以上のやぐらを立ててそこの上に持っていくのか、防災庁舎というんですか、そういうものの補強をしながら何が難があってもここにある電源とそれから住民のデータがあるものを守らんといけると、このように私は思っています。

しかし、前回の知事と市町村長との協議会で知事にも申し上げましたけれども、何らかの補助制度がないとこういうものはできないと申し上げました。知事も前向きに国のほうに言っていくということを言っていただきましたけれども、国としては豪華な庁舎に建てることに補助金は出さないというこれまでもスタンスがありましたので、非常に総務省として後ろ向きだったけれども、今、全国で多発する災害、そして全国で庁舎機能を失ってキャンプのような、テントの中でパソコンを入れてスタートをすると、こんなことをやってたんでは助ける命も助からないわけで

して、こういうことに対して私は本当、住民の皆さんなかなか、庁舎にお金をかけるというのはなかなか御理解いただけないかもしれませんけれども、ぜひこういうところについては御説明をしながらやっていかなくちやいけないことだろうと思っています。この1つの中でもやはり、起債であったり、基金を幾ばくかつくらなくちやいけないという課題もあります。

それから、学校の今回もいろいろ御質問もありますけども、学校をどうするのかという問題もあるかもしれません。公共施設の老朽化があります。何かはなくして、何かは新たにつくるなりまたは補強をするなり、そういう選択の必要もあるだろうと思います。道路や下水道、そういうものも老朽化が進んでまいります。こういうところにやはり基金というものは充てていかなくちやいけないだろうなど、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君、よろしいですか。

○議員（8番 板井 隆君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 7番、仲田でございます。まず、未収金の、不納欠損の額のことについてお聞かせいただきたいと思うんですが、特に固定資産税あるいは町民税等が、これは過年度で未収金があった中で、どうしても入らないから不納欠損というような格好になっているのが実態だと思うんですが、これは御承知のとおり、国民健康保険のほうにもあるわけでございますが、意外と固定資産税というのは実際に資産があります。ただ、中には法人がお持ちの固定資産で、その法人が解散したために固定資産税が入らないというような問題もあろうかと思いますが、多額の不納欠損という格好になっておりますので、この辺の実態についてどうだったのか、そして今後こういうものがどんどん発生するのかどうか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。そうしないと何か、不納欠損で、はい、おしまい、おしまいという格好になると、果たしてそれまでの未収金に伴う徴税体制についてもどうなのかというようなことも必要になってくるのではないかというように思います。

先ほどの話の中でもありましたけれども、支払いたくても払えない方もあろうというようなこともございますし、実際にはあっても払わない方もあるのかもしれませんが、そういう実態についてお聞かせ願えたらというように思います。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。不納欠損は毎年させていただいていると思いますが、生活保護の方であったり、財産がお持ちでない方であったりというような方に対

して、不納欠損が年次できてくるというふうに思っております。

今、徴収の強化ということで考えておりますけども、どうしても財産をお持ちでない方ということに対してどうしていったらいいのかというのは、非常に悩ましいところではございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君、よろしいですか。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） もう一点、お願いします。特に私が危惧しているのは固定資産税についてどうかなというところがありますので、その辺について再度教えていただきたいと思うんですが。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 固定資産税を差し押さえて競売というようなことでしょうか、仲田議員のお考えは。

○議長（秦 伊知郎君） 7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） そういうわけではございません。実態が、これは全体的な生活困窮のために払えないから不納欠損ということが総額になったということなのか、先ほども言いましたように法人とかそういう格好で解散したために不納欠損になってそれを落としたのかというような、そういう状況のことを聞いているところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁が難しかったら委員会でも結構ですけど。（発言する者あり）個別の質問になりますので、答弁は委員会のほうでやらせていただきますので、よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとります。再開は10時45分にしますので、よろしくお願い致します。

午前10時30分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

続いて、議案第48号、平成28年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを行います。

質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 28年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についての質疑です。詳細は、委員会でもお聞きしたいと思うのですが、ここでは先ほども質疑の中で言わせていただきました、国民健康保険税がなかなか払えないで収入未済額が現年度分だけで1,283万6,760円、それで現年の徴収率が94.3%、国保について言えば、過年度分の含めて、いわゆる収入未済を見れば5,519万2,244円ということになるわけですよ。これだけで見ると、一般会計の未収金を全部合わせたのに匹敵するような金額になっているわけです。先ほども指摘をさせていただきましたが、特にこういうふうに未収金が上がってくるのは、所得がなくとも税を課している制度になっていることが大きいという問題と、いわゆる低所得者の方々が多いという問題で、これは南部町だけではなく、全国的に国民健康保険税ないしは料の収入未済が大きな問題になってきていると思うんです。

それで、私はここで町長にお聞きしたいのは、この中身をどう見るかという点、先ほど論議したんですけど、ここでは特別会計ですので、少なくともこの本会議の場所でこの収入、とりわけ現年度、過年度合わせてでも結構ですが、収入未済額が出ている世帯数と、世帯の所得状況を町はつかむ必要があるのではないかということについて、町長にお聞きしておきたいと思うんですよ。先ほど町長は、おっしゃったのはどういう形で全体的に未収が出ているのかということもつかまなくてはならないというふうにおっしゃいました。そんなに大きな町ではありませんから、個人情報、名前とか出すわけではないのですから、国民健康保険税の収入未済というのは、どのような傾向で起こってきているのか。これを出しておく必要があると思いますので、世帯数とその収入未済が生じている世帯の所得等を明らかにして、報告して下さらないかという点が1つ。

それと、国民健康保険税については、いわゆる収入未済についてのペナルティーがあるわけですよ。短期保険証の発行、資格証の発行。鳥取県西部の町村は皆さんで話し合ってくださいているのでしょうか、比較的住民の暮らしが見えますから、資格証の発行は市をのけて町村はされていないというふうに聞いています。これは私は評価するところですが、短期保険証の発行をこの収入未済が起きている件数のどれぐらいのところに出しているのか。1カ月、3カ月、6カ月ですね。それをも明らかにしておく必要があるのではないか。その数字が出た上で、町長はその数字を見ながら、この収入未済というのは本当にお金があるのに払えないのか、お金が払いたくても払えない状況にあるのではないかという点について、一定の見方が出てくるのではないかと思う

んですよ。それを出していただいて論議するという点について町長の考えをお聞きしておきたい
と思います。町長がここで出すのが適当だということを言ってくださったら、ここで担当者にし
ゃべっていただいてもいいですし、委員会に出していただいてもいいと思うのですが、どうでし
ょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。来年の4月から県が保険者に移行するわけござい
まして、今、非常に微妙なところですけども、収入未済の問題はこれからも尾を引きずる問題
ですので、これについてはできるだけ内容についてわかる範囲、また個人情報に触れない範囲で
これは調べてみる価値はあるだろうなと思っています。持っているとは思いますが。

短期保険証も同様でございます。これは県下の中で統一する方向で進めるんだということを
私のほうは聞いております。ただ、現時点でそういう激変を、いろいろな各町のやり方がありま
すので、これが統一できる状態にあるかどうかというそういう詳細については、私は今、情報を
知り得ていませんけれども、その検討をしているということは聞いておりますので、ぜひそのこ
とについて、短期保険証をどうするのかについては、今の担当者同士のレベルで協議している内
容について課長のほうから報告させたいと、このように思っています。（「できたらここで」と
呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 個別の質問になりますので、委員会のほうで答えさせます。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長にお言葉を返すようですが、個別事項ではないというふうに
考えております。国民健康保険特別会計というのも税そのものです。それで、これだけ収入未済
が上がってきていて、例えば件数、それから短期保険証の発行件数が幾らあるのかという、少な
くとも現時点で課長がわかっている段階でここでお出ししておいていただきたいのと、先ほど町
長が言われたのは、現段階でどのような短期保険証について話し合いしてるかということにつ
いて課長から言われていたので、ぜひここでしていただきたい。きょうは時間しっかりありますよ
ね、よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

続いて、議案第49号、平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、議案第50号、平成28年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 行きます。

議案第51号、平成28年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 住宅資金の貸付事業の特別会計についての質疑です。これも私が質問したい内容は、監査の数値編の4ページ、未収金の現況を見ながらしております。その③住宅資金貸付事業特別会計未収金、これが調定額、住宅貸付金、まず現年度ですね、208万4,066円のところ、収入済み額が34万6,508円、現年の徴収率が16.6%。宅地貸付金については、調定額66万3,824円に対して収入済み額がゼロ円と、現年度の徴収率がゼロ%という現状です。

まず1つは、住宅資金貸付事業特別会計の未収金の中で起こっているこの16.6%、0.0%が出てくる現状で、町としてはこの収納をどうしているかという問題、1つはそこです。ちょっと考えられない数字だとは思いませんか。これは説明していただかないといけない。長年わたってずっとこうだったからというんですけど、結果として収入未済が住宅貸付資金6,655万、それから宅地貸付金が2,159万と出てきているわけです。これはただ単に払わないからいけないだけではなくて、例えば所得、収入、高齢化等によって支払うことができないような状況に至る過程等があつてできないのかという問題もありますよね。もしそういうところにまで督促状のごとくやっているとすれば、これは人権問題にかかわるだろうと思いますので、現年徴収率16.6%、0.0%が出てきた現状について、まず説明をいただきたい。どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長です。まず、いずれの方も全て滞納をしておられます。というところで現年を先にいただくか、滞納分を先にいただくかというところで、滞納分からいただいております。あわせて住宅新築資金と宅地取得資金、両方借りておられる方がありますので、

それでどちらから収納していくかというところで、宅地取得資金のほうは後回しになっているというところでゼロ%になっております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ということは、お金は滞納している方々からは入っていないのではなく、入ってきているが過年度分に回すことによって現年度の徴収率が低くなっていると、そういう現状だということですね。とすれば、今回収入済み額が合計金額も出ているんですけども、全体として8,000万円近くの滞納が出てきているわけです。詳しいことは課長に聞きますが、町長、この住宅資金の貸付事業特別会計で現年、過年合わせて8,000万以上の滞納が出てきている現状を、これを今後どういうふうにしようと考えているのかという点です。ずっと同じような現状が続いているわけですね。これについてどのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。同和対策事業で振り返りましたら、この事業によって地域の差別解消に大きく寄与したということは、住民の皆さんもこれは異論はないだろうと思っています。ただ、一方で住宅貸し付け、それから土地のお金を貸し付けるということを国が各市町村に任せたということでして、これが非常に課題だろうと思っています。高齢化もありますし、簡単に、昭和56年だったですかね、あのときに働き盛りの方も既にもう多分かなり高齢化になっておられる。こういう中で、現実的にこれを償還していくというのは非常に厳しい環境にあるだろうなと思っています。ここでもこれまでもずっと御議論もいただきましたし、町長答弁もあったと思いますけれども、国に対してこの責任の所管はやはり国にあるんだということを強く申し上げながら、この最終的な解決を図っていかなくちゃいけないだろうと思っています。いわゆる税と違いまして、このものはずっと続くと思います。これがなくなるということは債務をこちらのほうが放棄しない限りは続くだろうと思いますので、一刻も早いこの問題の解決に向けて国に申し上げ続けたいと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 前半の部分で、町長が言われた地域改善対策事業で、差別解消で格差是正のために役立ってきたというのは歴史から見ても明らかだという点は、そうだと思います。また、国が本来なすべき仕事を市町村に肩がわりさせたわけですね。そこで、お互いに地域で保証人等がやっていくという中で、なかなか支払い能力を超えたような借金を背負わせてきたということも背景にあるというのも事実だというふうに思うんですよ。そこで、国に対して言うていくことは、もちろん私たちも言うていくことって大賛成だし、国に何らかの形で責任をと

らせていくことが1つ。

それと、とはいってもこれ個人の借金になっていますから、この分を本来、全く公的なところの責任問題だということについては、住民に理解得るのはちょっと無理があると思いますので、私は委員会で結構ですから、いかに今この残っている8,000万について、なかなか回収が無理だというようなことが客観的にわかるような資料を出していく必要があるのではないかと。中には皆さんがよくおっしゃっているように、支払い能力があるのに払わないって、国保とかほかの税金で言われるわけですよ。もしかしたら住宅資金貸付事業特別会計の中でそういうのはないのか、そのことも明らかにしていきながら国に対して言うのであれば、議会も当然どんどん声出していかなといけんと思うんです。そのことを明らかにできるような資料を委員会に出していただきたいということを求めておきます。いいですね、確認してください、議長。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前11時00分休憩

.....

午前11時02分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第52号、平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第53号、平成28年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

平成28年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第55号、平成28年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第56号、平成28年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第57号、平成28年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありませんか。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 加藤です。今回、水道会計は3月末で締めてあるので、それで今回黒字になってるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前11時03分休憩

.....

午前11時03分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長です。黒字でございまして、3月末で締めたから黒字ということではなくて、単にその年度で締めての黒字という決算になっております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 住民の声をきく会でも出たんですけども、一応、今回一旦下げてまた値上げをするというところまで決まってるんですが、検討の余地はないだろうかという声が上がってるんですけど、これ検討するところというのはまだないのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前11時04分休憩

.....

午前11時06分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

ほかにありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの加藤議員の質問は、私はここで十分できる問題だと思っておりますよ。町が出された水道決算の15ページ、28年度南部町水道事業報告の中に、総括事項として何行目かな、水道料金についても平成29年3月の定例議会において、29年度の一般用の料金の統一と平成32年度の経営改善のための料金改定が承認された。料金収入の変動に伴う今後の財政収支の状況を注視しなければなりませんと書いてあるんですよ。それで、決算で聞いているんです。決算は黒字になったでしょと聞いているんですよ。

同じことを続けて聞きますね。ここには29年度の3月議会で一旦下げて、一旦上げることは同時に承認されてきたわけですよ。そのときもここに書いてあるように、料金収入の変動に伴う今後の財政収支の状況を注視しなければなりませんということは、一旦下げてからその後どうなったかということを検討が必要だということですよ。注視していく中で、計画と違ってくる数字が上がってくる可能性もあるから、そのときになったら話し合いをしないといけないかもわかりませんが、私は、この28年度の決算でお聞きしたいのは、このように書いてあるのですが、28年度の水道事業報告を見る限り、いわゆる収支状況ですね、資本置いていて当年度純利益は1,083万6,000円とこう書いてあるわけですよ。今後、こういうふうに見通しが人口が減ったけれども、例えば軒数がふえたりして水道収益がふえてくる場合もある。仮に水道料金を下げても、安いからといって使用水量がふえる可能性もあるということも考えられるわけですよ。それで、28年度の大事な点で聞くんで、こういうふうな事業報告で書いてあるんですけども、例えばこの28年度に決めた32年度の経営改善のための料金改定の引き上げについては、さまざまな要因が今後考えられるので、この間、検討していただきたいというのが住民説明会の中で出たわけなんですよ。それで、こういう状況の中で32年と決めているんだけど状況の変化を示しながら町長は、こういう結果なので引き続いて条例どおり引き上げたいというような会を持つのかどうかということなんですよ。私は当然、ここに書いてある趣旨とあの条例が通った段階でも今後の変動に伴っては、どういう事態が起こるかもわからないということも含めて協議されたのではないかと考えているんですけども、要は28年度でも黒字が出ました、今後の動向は引き下げてくるかどうかなるかわかりませんが、32年度の経営改善のための引き上げを再度検討する余地があるのかという点について、町長、どのようにお答えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほど議長から図らずもあつたんですけども、議会で議決をいただいた方針をこの前決めただけですので、今、町長としてはそれをどうするかということを議会の場で、いや方向変えますということは言うべきではないと思っています。

ただ、ここに書いてありますとおり、刻々と状況も変化をしています。今回の黒字の原因は課長が申しあげたとおり、修繕費が非常に今回余りなかった。いわゆる修繕をしなかったというわけではないけども、たまたま対症的に壊れたやつを直していくというやり方の中では、今回運よくなかった。ただ、実際に老朽化しているものは地下の中にたくさんあるわけですし、これを積極的に直していかなければ、ここに出ています有収水率90%に満たない。100トンつくって10トンをきれいにした水を捨てているような、こういうような水道で利益をこれから上げていくとか、将来に向かって安定的な水道を確保というようなことは、まず無理なわけですし、この有収水率をまずきちんと、まず第一段階、90%上げなさいということは指示をしております。したがって、こういうところで少しずつ今、老朽化した管、本管を中心に修繕計画を組んで直していく、また同時に、地震で1週間も水が飲めないような状態を続かせてはならないので、早急な対策というものを練る。こういう課題に対してどのぐらいのお金が必要で対応しなければならないかというような状況も変わってきているわけでございます。ある一定の状況が変わり次第、また公共料金審議会だとか議会等にお諮りしながら、今後の対応であったり、もしかすればもう少し早い時期に対応しなければいけないということも出るかもしれません。そういうことを今後、十分な検討を建設課の中で組みまして、またその都度議会のほうにも、また公共料金審議会にもかけながらお諮りしていきたいと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長の考え方はわかりました。前回の一般質問等でも早急に引き上げ等考えるかどうかという点でも同じような答弁なさっていましたよね。一応、決めた段階で議会、町としては議決した段階では様子を見守りたいと、その中でも変動等があった場合にはぜひ、審議会等も開くと思いますが、住民の声も聞いてほしいというふうに思いますが、ここで1つ、28年度の3月議会に決められた今回の条例改正で、西伯側の水道がすごく下がりました。2カ月で1万円近く払っていたのが7,000円ぐらいになって喜んでいる声が聞こえてきました。うちの家もそうです。町長、ここで聞いておきたいの。町長はそういう声、聞いていますか。西伯側が下がった。この下がり方が半端じゃないんですよ。使ってる所とどんと下がってくるものですから、すごく水道料金下がったねという声聞くんですけども、町長は何かそんなふうなこと聞いていますかを聞いておきたいと思えます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 私の耳には下がったというお話はまだ聞いておりません。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第58号、平成28年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第59号、平成28年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第60号、南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第60号は、今回、ことしの10月からの施行ですか、に伴って行政庁舎内であった分をよそとも連携とるために教育委員会、具体的にはということで全員協議会でも聞いてきたところですか。

この間、このいわゆるマイナンバー制度についての条例が改正されたりとか、予算が上がってきたりというの、あるわけですね。10月から施行ということなんですけども、これ補正予算でも同じことを聞こうと思ったんですが、この際、これまでこのマイナンバー制度については、国会等でも問題になっていますのは、莫大なお金がかかってきた。莫大なお金がかかった割にはミスが多くて、あちこちの自治体では情報漏れのニュースが飛んできたりしているという状況がある中で、本当にこれでいいのかという声もあるわけですよ。南部町でそういうことがあったのかと聞いたってちょっとあれだと思いますので、南部町でいえば、今回マイナンバー制度を導入するに当たって、いわゆる業務委託料とかすごく増えていましたよね、機器を入れたりとか。そういう点で、これまで幾らかかってきたかというのを出すことができるのでしょうか。ここでなくても結構です、委員会等で。

それと同時に、かかった費用の中で町村が持ち出した金額はどれぐらいなのかというの、わかるのでしょうか。本来は国が100%持つべきだと思うのですが、そうになっていないのではないかと、いうふうに思っています。今回の予算見てもそういうふうに思いましたが、そういうことが出す

ことができるか。出していただきたいというのが1つ。これは今でなくても結構で、委員会で結構です。

2つ目、10月からいよいよというんですが、住民にとってこのことの利用でどのように変わるのかということ、端的に話ができるかということ、この施行に当たって金額が増になる、仕事は何かややこしくなるのかなという感じがあるんですけども、行政側にとってこのメリットというのは何だというふうに考えているわけですかということについて、お聞きしておきたいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。最初の件のお金の件ですけど、計算してみようと思っています。

それから、変わる点はどうなのかという御質問ですが、これについては特に変わることはありません。逆にこの条例を制定しないことになりまると法に触れることになりまると、事務がとまることになりまると。それを避けるためにこの条例を制定するものでございます。以上です。

（「資料は出ますか、委員会に」と呼ぶ者あり）提出させます。（「よろしく願います」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、行きます。

議案第61号、南部町災害遺児手当支給条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第62号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第2号）。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 初めて言わせてもらおうぞ。ちょっと何点か、これ、補正予算ですが。

○議長（秦 伊知郎君） 補正予算です。

○議員（10番 細田 元教君） お聞きします。

1点目は、この中で百歳体操の普及啓発で160万入っていますね。これは町長の所信表明の中である中で、こういうことを健康増進のことだと思いますが、今後の国保が運営する、県がして、我が町にもこういうインセンティブ等が入ってくる可能性があります、これについての認識と、これをどこに、中身は委員会で聞きますが、そのような大きな流れとしてはどのような位

置けられているのかということと、6次産業化の支援事業で、アイスクリーム、ジェラートが載っておりました。これ大きいですが、1,000万もこれ、かかるんですけども、このほかにも我が町には第1次産業が、もう7割以上ですが、これにかわる、もっとこのこういう補助金を活用したものを考える余地はないのかということと、もう一つは、地域共生社会の実現の今回の予算が入りました。詳しくは委員会でお聞きしますが、この事業、初めて南部町が高齢者、障がい者にかかわらない、どこの施策にもひっかからないこの取り組みをします。今、国の厚労省が言っている「我が事・丸ごと」地域共生社会に入るやな感じもいたしますけども、この位置づけですね。今後、南部町もこのように高齢者、障がい者等を含むこのような制度にひっかからない人も、このようにこれは予算が国、県とか一般財源、たまたまこれは地方創生金を充てての分ですけども、今後こういうことに力を入れるというふうに解釈していいのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。3点御質問いただきました。

まず、百歳体操については、これまでもここで御議論いただきましたように、私の政策の公約の1つでございますので、ぜひとも進めたいと思っています。体操するばかりではなくて、何遍もここでも話してありますが、近くの集会所、公民館に高齢者の皆さんが、はってでもって言い過ぎだかもしれませんが、できるだけ自力や、行けない人はお互いに助け合っても集って少し体操をして、お茶を飲んだり話をしたりする居場所的な機能というものをつくることによって地域が元気になりますし、さらには防災の効果、あそこのおばあさんはあそこにおおなあぞと、そういう機能も期待をしているところでございます。もちろん、健康づくりも効果は上がると、このように思っていますので、ぜひまた、ことしはスタートアップの年でございますので、まずはその実態を、まずどういうところへ問題があるのかというところの予算づけでございます。本格的には来年等から本格的になると思いますので、ぜひとも各公民館等を使わせていただいて、高齢者が集まって集いながら体力をつけたり世間話をしたり、さらにはいろいろな会話の中に、将来的には子供たちもその中に入っていきようなことができれば、新たなまた展開ができるのではないかなと、このようなことを思っています。

6次産業化でございますけども、いろいろ6次産業、6次産業とここで皆さんと一般質問たくさん議論伺いました、やっとなジェラートという展開で打ちたいという御意見があつて、県の申請をしているところでございます。県のテストというんですか、こういうことには多分、通つておられるというぐあいに思います。まだほかにもパンであつたりケーキであつたり、そういう6次

産業化というものについて、行政としてはできるだけ協力をしたいというぐあいに思っていますし、よく果実部の皆さんにも言いますが、今、例えば柿であれば、柿自体を生で生産して、これまたすばらしいことなんですけども、それが例えば1反30万であっても1町歩で300万。1町歩で300万つくって、若者が就労できるかというと、これは非常に無理なわけでございます。ここを、30万円を1反100万円にする、または、1反300万円にするというという6次産業によって、若者はやっとな農業で飯が食えると、こうなっていると思います。ですから、そういう成功事例というものをつくることによって、南部町の柿や梨や、またブルーベリーであったりイチゴであったりイチジクであったり、そういう、お米もちろん大事ですけども、そういうものに新たな風を吹かせたいと、このように思っています。

3点目のひきこもり対策ですけども、やっとな社会福祉協議会が中心になりながら、こういう行き場がない皆さんに対しての支援をしたい、このような声が上がっています。行政としてもできるだけこれを御支援したいと。先ほど、議員がおっしゃいましたように、一億総活躍社会、地域共生社会の実現のためにこういうことにも努力していきたいと、このように思っています。よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 百歳体操は、最初の町長なられたときの公約で、やっとなちょっと文字として出てまいりました。

6次産業化なんですけど、今、ジェラート、アイスクリームと言ったほうがようわかるかもしれません。このように、何のアイスクリームかちょっとわからんですけど、例えば会見の梨とか柿というのはすごく有名なんです。これの6次産業化、ほかでもいいんですけど、そこでこれはものすごくおいしいと、売れると。これはどこから出たの、ことから始まるんです。これは、例えば会見の富有柿をジェラートにして、おいしいね、おいしいね、これは何がもとなんですかといったら、これは会見の富有柿ですといったら、これも相乗的に富有柿も売れるんです。こういうやり方というのはすごく今、大事なことでして、それを今度はもしジェラートができて、これは販売するところも必要なんです。それらも考えたこういう予算になっておるのでしょうか。ただジェラートをつくるだけの予算ですか。それともジェラートつくられました、これをどこで販売して、このように頑張っていたきたい、そこまで行政が後押しされるのかどうか。そこをお聞きしたいということと、地域共生社会。ぜひとも、高齢者は介護保険である程度賄えます。障がい者は障がい者自立支援法である程度賄えます。このひきこもりの人というのはそういう制度がないんですね。これを社協がそういう隙間も埋めてこれをやると、それについて行政がバックアッ

プして今後もそういうところで一億総活躍、地方創生、地域包括ケア、「我が事・丸ごと」地域共生社会のほうにこれらを利用してやるというように解釈したいと思いますけども、町長の意向をもう一度お願いいたしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。6次産業化のお店をどこにするのかというのは、候補はあるんですけども、行政が進めてます候補地、具体的にはえぷろんの今、発注を今度かけますけども、そこをと言っていますが、これはあくまでも工房でございまして、これと一体ではなりませんけども、御希望もされていますので、またこの議会をテレビ等で見ておられる皆さんの中でも、いや、僕がしたいということであれば、決してこれありきで今のその増築をするものではありませんのでぜひ手を挙げていただきたいですし、6次産業に興味がある方は、ぜひ産業課なりまた企画政策課なり相談をしていただきたい、このように思っています。

ひきこもり対策は、私も何点か相談を受けています。行くところがないということであったり、家庭の問題であってなかなか外に表に出ないということ、よく出てきます秋田県の藤里町だったのですかね、南部町の3分の1ぐらいの町で100人以上のそういう方がおられるということがわかったと。それをただ南部町に入れれば、南部町の中で300人を超えるようなそういう方たちがおられると簡単に言うわけにはなりませんけども、相当数の皆さんがそういう状態にあるだろうと思ってます。また、今、そのような皆さんをすぐすぐに対応はできないかもしれませんが、少なくとも私は、そういう可能性があったり就職がうまくいかずに悩んでいる、そういう人たちがまずは相談をしたり地域の中でお互いにその人たちを支えるような仕組みをできないものかと、このように思っておりましたところ、社会福祉協議会のほうもぜひともこのひきこもりやニートの問題について、やるべきだという結論をいただいたようでございます。ぜひ、時間もしっかりかかるとは思いますけれども、じっくり私どももその進捗を見守りたいと、このように思っているところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 確認しておきたいと思います。最後、今の地域社会、社協がする分ですけど、御存じのように社協というのは提案が、事業所社協とは違いますので、どうしてもこういうことをすれば人が要りますし、よくわかった人も中にはおらないけんし、このもらったペーパーの中でも、行政、福祉、医療、地域と、これらをきちっとコーディネートしたり、例えば西伯病院も絡んでくるとは思います。それらについても社協は頑張りますけど、人員配置、人員について、また福祉団体についても、福祉団体といっておかしいですけど、そういうことを

やってちょっとかかわっておられるような福祉といたら祥福園とかゆうらくとか、そんなところでもですが、そういうところやちも全部、西伯病院も込めて行政がどうしてもバックアップしていただきたいということを、そのような人員、またそういう事業所等にもかかわらなければいけないことが多々ありますし、一、二年でこういうことが解決する問題では私はないと思っています。藤里町も最低5年はかかったと言っておられますが、それらの全部のいろんなことも今後も、町が全てバックアップしてこれらの人も守ってやるということを確認したいと思いますけども、その1点だけお願いしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。これは途についたばかりで、これから先のことはまだここで明言はできませんけれども、あくまでも社会福祉協議会はコーディネーター役だとこのように認識しています。町内または町外であってもその専門的な知識がある人が必要であれば、そういう方たちを総動員かけて地域の中で困っているお方の救いになるような、また支え合うような社会づくりというものが進みますように町としてもできるだけの協力はしたいと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 3点あります。

1つは、小・中学校空調システム整備事業補正予算で、今回補正額が上がってきておりますが、この件については初日の全員協議会で教育委員会のほうから、大幅な工期のずれたことについての謝罪も聞いてきたところです。今回の補正予算は、今までの工事費、全体の工事費の約3分の1の増額のような金額になって、結構大きな金額になるわけですね。町長にお聞きしておきたいのは、今回、いわゆる3月議会で予算が上がって、その後入札の経過も聞いたら、3回不落札があって遅くなったということもあるんですけども、今回出されてきた資料等を見ましても、やはり業者の、設計業者に入ってもらって大幅に変更するところできてきたという状況もあるわけなんです。町の仕事の進め方として、町長、今回の点について、例えば議会なんかでは6月ぐらいにできるのではないかということで、それを聞いていた住民もすごく喜んで、きっと町長も耳にしていると思うんですけども、なかなか夏休みにつかへんと、どうなったのかということ聞くわけですね。そういう点で私自身も反省したのが、やっぱり議会も執行部もそうです、きちんと詰めた話をしないと、住民にとって結果いいことをしても、行政に対する不信感等になってはいけないなということを思ったわけです。結果として今回聞いたのは、今年度中には何とかつくということなんですけれども、そもそも当初の段階から、教育委員会等がこの説明してくだ

さったんですけども、空調システムの整備については空調システムのあらかたの一番最初のいわゆる見積もりの積算等を、今回町が行ってきたのかなというのを思うんですけども、町長はこの全体の流れからして、当初の計画から大幅にずれたことについてどこに問題があると考えていますか。

私は1つ聞きたいのは、当初のいわゆる見積もり、入札に付する見積もりについての妥当性がどうであったのか、それと電子入札になったということだけでも、不落札が生じた場合の時間的な経過もあって、このことについての是正なりが何らかの形で必要ではないかという点、思うわけなんですよ。

もう一つは、やっぱり一番思うのは、あらかた6月議会で聞いたんでしょうか、圧倒的にお金が少なかったというものです。設計監理業務のお金が足らなかったんだという点から見れば、いわゆる公契約等にしたら、本来のきちんとした基準を守らないといけないところあるんですけども、うちの南部町でも往々にしてありがちなのは、いわゆる県の基準単価よりも何割かを下げてそれを提示するというようなことがあったのかという点ですね。もしあったとすればその是正が必要なのかという点で、これを教訓にして、せっかくいい仕事をしていくんだから、関係機関もこぞって住民の期待に応えようというふうに、私は急いで取り組んでおられるんだなと思ったんですが、結局こういう結果になったわけなんです、どこに原因があると思ってるかということをお聞きします。

2つ目は、先ほど出た共生、何ページでしたっけ、それも出たんですけども、今回3,800万でしたっけ、お金が出てきたんですよ。それで率直な疑問は、ひきこもりも私たちも相談受けてるからすることは大いに賛成なんです。でも、議会から聞いてて提案されたのすごく唐突な感じがしたわけです。補正予算で出てきた金額がひきこもり対策が重要だと言いながら3,800万を全額補助金で社会福祉協議会に出していく。中身はわからんわけですよ。先ほど細田議員もおっしゃったんですけども、人的な配置の問題、それからどんなふうにひきこもりを調査していくのかという問題ですね、町の姿勢が見えてこないんですよ。そういう中でこのような、私は決して、ひきこもり対策とすることは賛成ですし、大いにやるべきだと思っているんですけども、このやり方については率直な疑問が生じてきているということなんです。それで恐らくこの疑問については、委員会でもいいということになるし、もし必要であれば社会福祉協議会等の方に来ていただいて話を聞くなどしないといけないと思うのですが、本来、町が施策に取り組むに当たってやるべきことというのは、計画をまず示して、そこで人的配置の問題、今後の予算の経費の問題、こういうことをもきちっと出していく必要があるのではないかというように思うわ

けなんですよ。申しわけないですが、今の段階では予算審議するに当たらない。金額だけしかわからないんですよ。この出し方については、再度、大事なこと、この議会で補正予算で何とかというのであれば、そこを埋めるだけの準備をしていただきたいということについてどうかという点ですね。これは担当課の責任ではないので、町の責任だと思いますので、その点についてどうなのか。必要であれば、社会福祉協議会の陣容のほうも委員会に私は招致して呼ぶべきだというふうに思っていますが、町長の見解を問うておきたい。

3つ目は、いいことで取り組むことには賛成なんですけども、6次産業化支援事業ですよ。全国的に6次産業というのは、予算つけたまま伸び悩んでいた。理由は負担増ですよ。受け取る側が半額持つから民間業者がもうかるところはやっているんですよ。もうからないところをやるのに行政が乗り出して6次産業化しろと言って、この負担に耐えられなくなってくるんですよ。これはどこでも同じです。恐らく鳥取県でもそうじゃなかったですか、6次産業の枠があいてたんですよ。その中でお聞きするのは、となれば私は手を挙げてくださる方がいるのは賛成ですし意欲もすること賛成ですけども、行政としてどう責任とっていくかという問題ですよ。補助金出したらろうと、1,000万の負担があるんだけど、続く保証があるのかという点でいえば、計画等をきっちりする必要があるのではないかと。それを示していただきたい。でなければ、かえってしたことが、往々にして旧西伯も含めて町の事業の絡んできたことはことごとく失敗しているんですよ。それも借金なしだったらいいですけども、借金を抱えたまま、経過ありますよね。あげくの果てが持ち込んだのが土地でいえばゴルフ場計画に変わってみたりした経過があるんですけども、この6次産業、せつかく手を挙げてくださる方がいるというのであれば、この保証ですよ。どうしてそれを保証していくのかというところが見えてこなければ、議会としても安易に、そうかそうかということにならんですよ。それぐらい6次産業では厳しい状況が続いているということです。その点についてこの6次産業の支援事業は大いに結構だけれども、この1,000万を負担するわけですよ。その負担する業者がどのようにその回収計画を持っているのかという点については、どのようにつかんでいるんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） まず、小・中学校の空調設備のことについてでございます。まず、おくれたことにつきましては町長の責任でございますので、深くおわびしたいと思っています。原因ですけれども、私が思ってますのは、設備工事だとか機械工事だとか電気工事というものに対しての余りにも経験不足や知識不足だろうなと思っています。こういうところに対してやはりもう少し事前の準備が要ったなということを反省しているところでございます。

ひきこもり対策でございますけれども、これは行政が積極的にやる課題ではないと私は思っています。それは、行政がしなくてはいけないのはやはり完全にセーフティネットの中から落ちそうな人、そういう人、社会保障であったりそういう問題に対して行政がしなくちゃいけない。これは今までなぜ行政ができなかったかといえば、家庭の中の問題というぐあいに捉えられていた課題だからだろうと思っています。しかし、現実には今こうやって地域の中で、本当にそういうことでいいのかという機運が全国的に高まりつつあります。それも社会福祉協議会が中心になりながらそういう運動が広まってきてると、このように聞いております。民生委員さんであったり地域福祉委員さんであったり地域の皆さんの御協力をいただきながら、実態調査と同時に、まず行くところがないということや、それから初動、一番最初のこういう状態になる前の皆さんが行けるところ、そういうところが必要だろうと思っています。学校を中退してしまった、就職を望んだんだけど何となくうまくいなくて今は仕事がありませんと、こういうような若者の話を私も何件か聞いております。こういう人たちが次のこういう状況にならないためにも対策はやはり必要だろうと、こういう部分についても、やはりぜひとも社会福祉協議会に期待したいと、こう思っているところでございます。

もう一点の6次産業化につきましては具体的計画もありますので、産業課長のほうから説明させます。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。6次産業化の件ですが、こちらの事業につきましてまた委員会のほうで詳しくは話はさせていただきますが、簡単に申しますとこちらのほうは県の事業がメインといいますか、県の事業ということで町のほうが後押しをしていくというような流れになります。

現在、県のほうの審査、8月の24日のほうにこのもうかる6次化・農商工連携支援事業プランと申しますけれど、このプランの審査会が行われまして、その結果がまだ返ってきておりませんが、県のほうでそのプラン計画をしっかりと審査をしていただいて、その合致を、目的等を審査されて、合致しておれば事業として認められるということになっております。

町内産の柿や梨や等々を原材料として使うというような条件がございまして、県産の農産物を50%以上使うんだというような条件もございます。そういう条件をクリアして認められるわけですが、この方、今、申請は自主的にされております。以前から、全く素人の方ではございませんで、島根の浜田のほうで経験がございまして、その辺の経験値、これまでの実績というものを見させていただきまして、県も町もこれなら十分計画的にやっていけるんじゃないかという今の

段階では考えております。それを、本人さんもリスクがあります、町のほう、県のほうもリスクがありますが、それはしっかりとこれからも後押しはしていきたいという考えでおります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどのエアコンについては、おっしゃってた経験不足、知識不足の問題というのは私たちも含めて共有しながら、やはりこういう仕事については時間もかかっていくという段階においては、やはり共通認識を持っていて具体的にいついつまでにということがもし出たのであれば、それを実行していくような町政でありたいということをお互いに共通認識として持っておきたいというふうに思います。それで今回、もう事業者が決まったということで10月に今度、工事の入札に入るわけですね。ぜひとも年度内には完成するようにということをしっかりとっておきたい。住民からはなぜつかなかったのかということの苦情をたくさん聞いていますということをお返ししておきたいと思います。

それから、先ほどのひきこもり対策、私、町長に再度お願いしておきたいのは、ひきこもり対策は必要だというふうに考えているし重要だと思っておりますが、行政のすることではないが金を出すのは行政が出さないともうかる仕事ではないんですね。全国的には社会福祉協議会だけでなくNPO法人、教育の専門家であったりした方々がひきこもり対策等をしてフリースクールとか、青年になっても受け皿をつくっていくというところがあるわけですよ。でも、今回の見てたら、行政ですることではないけども、お金は出すけどあとはやれという感じになってきますよね。それでは町の責任が果たせないんじゃないかということをおっしゃっているんですよ。お金を出していく以上、どのような調査をして、これ、個人情報も入ってきますからね。町が主導しないと調査できないと思うんですよ。どのような人が当たって、専門家を次はどうするのかという問題も含めてしていくと。今を見ている限りではこの3,800万というのは約2,000万ぐらいでどこか場所をつくるのかなという感じで、見た感じ、ハードにしか見えなかったんですよ。

（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり） そうでしょう。この入り口はないだろうと、ひきこもり対策で来るのに一番説明するのがハードだったら、一体何をするのかということになりますよね。もう、中身についてぜひ聞きたい。それがどうしても間に合わせて今回でというのであれば、それを間に合うように委員会で説明していただきたいということなんです。いいことですから、とにかくゴーだと言うけどそれでは責任が果たせないと思いますので、よろしくお願ひしたいということです。

以上です。あと、6次産業については詳しいことは委員会で聞きます。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。このたびの小・中学校におけます空調システムの整備事業につきましては、多大な補正予算をお願いをするということになりました。先ほど、職員の経験不足という話もありましたけれども、あわせて私どもの先入観や勉強不足、そういうものも大きな要因であったんだろうということを思っております。大変責任を感じているところでございます。多くの関係者の皆様方に御心配や御迷惑をおかけをいたしましたことを教育長としておわびを申し上げたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 質問に対して答弁……（「なし」「もう一点」と呼ぶ者あり）

もう一点……（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

真壁議員、よろしいですか。（「出してくださいね。委員会で出してくださいます」と呼ぶ者あり）委員会のほうで対応させます。

次、行きます。

議案第63号、平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第64号、平成29年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第65号、平成29年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、来週11日には、定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。本日は大変御苦勞さんでした。

午前 11時49分散会
